

障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議との協議等議事録（要旨）

教育委員会事務局

- 1 日 時 令和6年1月23日（火）午後3時00分 ～ 午後5時00分
- 2 場 所 大阪市役所地下1階 第1共通会議室
- 3 団 体 名 障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議
- 4 協議等の趣旨 障害のある児童生徒に対する小中学校への「通学支援制度」の創設を求めることについての協議
- 5 出 席 者
（団体側）代表 他14人
（本 市）教育委員会事務局 4人 福祉局 3人

6 議 事

（1）教育委員会における「通学のための支援策」の検討について（項目番号1、2及び3）

団体要望概要

- ・前回の協議では、通学支援は教育ではなく福祉サービスで対応しているというような回答を行っていたが、保護者等の疾病・障害・就労、家族状況等の事由により、障がいのある児童生徒が通学できない場合においては、教育委員会が主体となって「通学のための支援策」を講じ、「教育を受ける権利」を保障すべきである。
- ・タクシー事業は雨の日と校外活動だけに限定されている。家族の同乗も必要なため、家族の体調不良時には利用できない。毎日の通学送迎が必要な場合について、どのように考えるか。
- ・学校で児童生徒の安全に通学する力を養うというが、障がいのある児童生徒には、誰か人がつかないと安全確保は困難である。学校には、送迎は保護者が行うものであり、教職員の職務ではないと断られる。仕事の関係で早い時間に学校に行ったら、もっと遅く来て欲しいと言われる。一方で、学校によっては、教師が自宅に児童生徒を迎えに行ったり頑張っているところもある。スクールソーシャルワーカーが対応してくれたり、居宅介護のヘルパーがボランティアでサポートしているケースもある。しかし決して充分ではない。このような状況を教育委員会が問題ととらえ、教育委員会として通学における新たな支援策を検討してもらいたい。（意見のみ）
- ・令和3年度から、大阪府が通学支援の補助制度を設けて、府下市町村がガイドヘルパー等を活用して通学支援を行った場合、その半額を補助している。この制度は政令市である大阪市も補助の対象となっている。その制度を利用して大阪市教育委員会にも新たな通学支援の制度を作って欲しい。（意見のみ）
- ・現在の福祉のガイドヘルプや教育委員会のタクシー事業では色々な制約があるので、教育委員会

としてガイドヘルプのような新たな制度を作る必要がある。対象要件は障がい・疾病の有無や保護者の就労状況等の過程の状況を勘案すればよい。支援者の資格要件は、移動支援等のヘルパー資格を有した人や、移動支援の資格要件を満たした人とし、時間数については、自宅から学校の往復の時間数掛ける通学日数で決めればよいのではないかと。

- ・まずは各学校長に対し、通学での困りごとを本人事由、家庭事由で実態調査を行うことから始めてはどうか。その結果を根拠に予算を取ることが必要ではないか。（意見のみ）

本市説明概要

- ・前回の回答では、詳しい状況の伝達が不十分であり大変申し訳なかった。通学の支援については、福祉局と情報共有をしていかなければならないと認識している。学校保健安全法上、通学に関しての責務は保護者にあるという前提にはなるが、障がいのあるお子さん一人ひとりの状況等を聞かせてもらいながら、福祉局と連携を図り、どのようなことができるか考えてまいりたい。
- ・タクシー事業が十分な制度であるとは思っていない。保護者が認めた方に送迎時の付き添いを委任する仕組みなど、ご意見を聞いたうえで、福祉局等の知恵を借りながら教育委員会の中で検討してまいりたい。
- ・今回の協議で色々な情報を提供いただいた。予算の問題など、教育委員会、担当課だけでは判断できない部分もあるので、関係各所に情報を共有し整理してまいりたい。